

第1回改善命令に係る改善措置状況報告書

社会福祉法人みのり福祉会に関する改善措置命令の改善状況について

平成23年3月9日

福祉保健課

1 役員体制の変更

(1) 役員交代

- ア 理事及び監事 旧役員（理事及び監事）全員が退任した。
- イ 評議員13名のうち、9名が交代した。
- ウ 役員（理事及び監事）、評議員はいずれも平成23年2月28日付けで就任した。

(2) 新体制 理事6名 監事2名 評議員13名

- ア 理事長 村田速実氏 (向山保育園長)
- イ その他の理事 田中謙氏 (元県福祉保健部長)
- 小谷昭則氏 (三朝デイサービスセンター施設長)
- 由井洋之助氏 (元倉吉市社会福祉協議会常任理事)
- 竹本英行氏 (元県社会福祉協議会専務理事)
- 竹森民枝氏 (高齢社会をよくする会くらよし代表、ハートピア創造所長)
- ウ 監事 木天昌明氏 (税理士)
- 大村陽之助氏 (社会保険労務士)
- エ 評議員 (留) 村田速実氏
- 田中謙氏
- (留) 小谷昭則氏
- 由井洋之助氏
- 竹本英行氏
- 竹森民枝氏
- (留) 児玉和也氏 (身体障がい者療護施設サンジュエリー施設長)
- 穴戸哲夫氏 (倉吉市身障協会理事)
- 酒井千代美氏 (特別養護老人ホームスターロイヤル利用者家族代表)
- (留) 菱原節雄氏 (元地区青年育成協議会長)
- 堀康生氏 (社地区民生児童委員)
- 石賀寿賀子氏 (北栄グループホーム運営推進会議利用者家族代表)
- 中江貴美江氏 (元保育園長：旧羽合町立保育所)

2 改善報告

(1) 提出年月日 平成23年3月7日

(2) 報告内容等

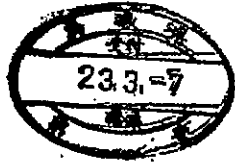
	改善命令の内容	改善報告の概要
1	特別養護老人ホーム（以下「特養」と記載。）入所者が実費負担すべき施設への預け金、介護保険利用料及び介護報酬が簿外経理されているので、経理処理の適正化を図るとともに、収入支出の実態を明らかにすること。	<ul style="list-style-type: none"> ○財源不明とされた154万円は、平成20年度に窓口で受け取った現金であり、簿外金庫で使ってしまったもの。 ○施設長が経理規程に基づいて経理処理を行うという認識がなかった。 ○簿外経理が長年行われてきたことは法人全体として経理事務のチェック体制が不備であったためであり、内部監査を行うほか、公認会計士等による外部監査を活用する。 ○平成22年4月から預かり金について個人用の財布を作って管理し、収支を定期的に家族に報告している。
2	母子生活支援施設の整備に関する借入金の償還について、措置費からの限度額を超えた支出を行っているため、取りやめること。	<ul style="list-style-type: none"> ○監査によって指摘を受けた施設長は本部長等に相談したが、本部は自己財源のみによる施設整備が続いたため、財源不足に陥っており、償還金の限度額を超えた償還を続けた。 ○限度額を超えた償還額は本部会計から平成26年7月までに完済する。
3	授産会計から本部会計への資金異動、本部会計と施設会計間における年度内精算されていない貸付など、不適切な会計処理を是正すること。	<ul style="list-style-type: none"> ○施設整備の自己資金を確保するに当たり、他の施設会計の運営費を一時的に流用して確保したが、年度内精算ができなかった。 ○今後は各施設の社会福祉事業の運営に支障が生じないように計画的に精算する。（精算表は3月14日までに提出する） ○今後の新たな施設整備は、十分な現金預金を確保する。

4	授産施設における造成工事費用にかかる金銭消費貸借契約について、金融機関から借入を行った役員と、法人が理事会の議決により返済先とした役員とが異なっているため、経緯を明らかにすること。	○理事会には金銭消費貸借契約証書の写しの提出がなく、事務局から口頭にて誤った説明があり、理事会は事務局の誤った説明を鵜呑みにして、誤りに気がつかなかった。 ○議事録署名人も誤りに気がつかないまま署名していた。
5	職員の退職に伴う事務処理が適正に行われていない事例があるので、今後は、退職手続きの適正化を図ること。	○保育園長が、退職を申し出て理事長はこれを受けるとしたが、再度園長としての勤務を理事長から強く要請され、やむなく復職した。 ○社会保険については、施設担当者が事務手続きを失念していた。 ○今後は、ミスが起きないように法人本部にて事務を集中的に行う。
6	公益事業として実施されている診療所について、法人全体の経営を圧迫し、社会福祉事業に支障をきたすおそれがあるので、事業の廃止を含めた見直しを行うこと。	○平成22年12月から新たな医師と3年契約をし、入所者の診療、診療所本来の目的であるリハビリテーション医療に積極的に取り組む。 ○地域の病院・介護施設等とも連携を図り、在宅患者への訪問診療を行う。 ○当面の運転資金は、前理事長から借り入れし、経営改善に努める。
7	施設整備に要する借入財源が理事会で事後承諾になっている事例や理事会が適正に開催されたことを確認できない事例があるなど、法人の意思決定過程が不透明なので、適正に理事会を開催すること。また、評議員会の牽制機能によって、理事会及び法人運営の適正化を図ること。	○施設整備に当たっては、財源についても事前に理事会の承認を得るようにする。 ○議事録の署名について、同一人物で筆跡が異なるものは、署名人本人の承諾を得て代筆を行ったが、疑念を生ぜしめたことについて陳謝する。 ○今後は議事録署名人に選任された理事による署名押印を徹底する。 ○法人の意思決定過程の透明性を図るための改善方策などについて、平成23年3月を目途に策定する。
8	法人本部の事務局において、契約や理事会の開催等の事務処理が特定の者に集中し、複数の担当によるチェックができていないので、事務処理体制を見直し、内部牽制体制の確立を図ること。	○今後の理事会開催に当たっては、本部から複数の職員が出席するよう改める。 ○本部事務局に、総務、人事及び経理の各部署を置き、新たに専務理事、総務部長を平成22年12月に配置するとともに、本部による各施設のチェック体制を強化する。

【今後の指導方針】

改善報告書の内容を検証したところ、以下のとおり不十分な点が見受けられることから、法人に対する指導及び調査を継続して、改善内容の適正化を図る。

- 1について 簿外経理のうち、個人の預かり金について明細が不明など、全容の解明が不十分。
- 2について 母子生活支援施設の措置費からの償還金について、返済の具体的計画が未作成。
- 3について 年度内精算されていない貸付金の精算に係る年度計画が未作成(3月14日提出との報告)。
- 4について 理事会の議決が有効に成立しているか検証する。
- 6について 当面の運転資金が安定的に確保できるか検証する。
- 7, 8について 議事録どおりの議決が行われていたか、出席者から聴き取りするなど確認が必要。
組織内部の牽制体制強化など、改善報告内容が実行されるか検証する。



平成23年3月7日

鳥取県知事 平井伸治 様

社会福祉法人みのり福祉会

理事長 村田 速実



改善措置報告書の提出について

この度、県から不適切な会計処理及び法人運営等について改善措置の命令を受けたことは、誠に遺憾に存じ、深く反省をしております。

このような事態を招いた責任をとり、前理事長及び関係理事が2月28日付で辞任をするとともに、理事・評議員を刷新し、同日、私が新理事長に就任致しました。

今後は、法人の抜本的な経営改革に取り組むため、事務局体制を強化し、職員の研修等を行って、福祉サービスの向上に努め、利用者の皆様及び地域住民の皆様の期待に応えて誠心誠意努力して参りたいと考えております。

具体的な改善状況等は次のとおりです。

第1 改善措置命令に至った経緯

- 1 社会福祉法人みのり福祉会は西倉吉保育園（昭和38年4月開設）を母体とし、昭和41年6月に法人化し、みのり保育園（昭和48年5月開設）、向山保育園（昭和57年4月開設）と保育所を運営しておりました。

その後、地域住民の福祉サービス拡大を切に願い、その活動の一環として、県の福祉行政の意向を積極的に受け入れて、平成58年以降、身体障害者授産施設、ケアハウス、高齢者デイサービス事業を開始しました。

さらに、平成12年度からの介護保険制度開始に備えて、特別養護老人ホームを開設するとともに、児童厚生施設、身体障害者療護施設（平成13年開設）、母子生活支援施設（平成15年開設）、認知症高齢者グループホーム3施設など、積極的に施設の建設を行って参りました。

これにより、乳幼児から高齢者までのすべての年代の住民を対象とした網羅的な福祉サービスの提供と、直接的には施設での雇用増加、間接的には保育や介護サービスを提供することによる就業機会の拡大を図ることができ、地域社会に貢献することとなりました。

- 2 さらに、地域からの要望もあり、前理事長の方針の下、平成17年頃から高齢者等の入所待ちの解消を図ることを目的として、認知症高齢者グループホーム2施設、ケアハウス、高齢者向け優良賃貸住宅建設など、急ぎ過ぎた施設建設を行ってきました。施設整備に当たっては、銀行借入が困難であったため、自己資金のみで建設を計画した結果、資金繰りに窮し、資金余剰の生じた施設等の資金を、本来は繰り入れの禁じられている新設施設の建設資金や不採算施設の借入金の償還に充当しておりました。これらの不適切な経理操作により運営資金に支障をきたさせた前理事長の責任は大きいと考えます。

また、これらの施設建設を最優先してきた前理事長に対し、適切な意見を述べる事が出来ず、安易に賛成した理事会、評議員会、チェック機能が果たせなかった監事の責任も大であります。

さらに、長年経理規程に違反して簿外経理を続けてきた施設長（理事）の責任も大きいものと考えています。

このことは、法人本部の管理体制が未整備であったことにも原因があり、理事会運営や事務処理体制の不備、内部牽制制度の未確立など多数のご指摘を受けたことは遺憾に存じております。

このことで行政、利用者及び職員に対しても多大なご迷惑をかける結果となり深く反省しております。

3 つきましては、無理な施設整備を進めた前理事長、この運営方針に安易に賛成した前理事が、この度の責任を取って2月28日付で全員が辞任し、別紙1の役員名簿のとおり理事会メンバーの構成を全面的に改めるとともに、評議員会については、外部委員の積極的な登用を図り、牽制体制を強化しました。さらに監事には、新たに税理士を任命しました。

また、長年簿外経理を続けた施設長については、理事辞任のほかに降格処分とします。

さらに、法人本部の体制につきましても、速やかに、事務に精通した職員の増員、諸規程の整備、財務会計オンラインシステム等の導入などを行い、機能強化を図ります（別紙2）。

4 以上のとおり、改善措置命令の重大性を真摯に受け止め、組織を一新した上で、改善策1から8のとおり徹底した改善に努めるように致します。

改善措置状況報告書

法人名 みのり福祉会

改善措置命令事項	改善措置状況
<p>1 特別養護老人ホーム（以下「特養」と記載。）入所者が実費負担すべき施設への預け金、介護保険利用料及び介護報酬が簿外経理されているので、経理処理の適正化を図るとともに、収入支出の実態を明らかにすること。</p>	<p>1 特別養護老人ホームの簿外経理等</p> <p>(1) 簿外経理を行ってきた経緯</p> <p>前任の施設長の時代には、利用料は、受け取ると、直ちに銀行口座に入金していました。</p> <p>平成16年1月、施設長が急な病氣療養で休職したため、現施設長が施設会計の経理を全て任されましたが、引き継ぎは行われませんでした。そのため施設長は、当時より経理規程に基づいて、経理処理を行うものという認識はありませんでした。</p> <p>施設長は、利用料金を受け入れる都度に銀行へ預け入れること、小口の支払の度に銀行からの預金の引き出しをすることが人員の面でも時間の面でも大変だったこともあって、一時的に利用料金を金庫に保管し（金庫の鍵は施設長が管理していた）、小口の支払のための資金として利用していました。</p> <p>施設長は、毎年、監査を受けていましたが、経理事務について特段の指摘もなかったため、このような処理でよいものと考えていました。</p> <p>なお、利用者からの医療費等の預かり金は、利用料と一緒に簿外金庫で管理されていました。</p> <p>(2) 差額154万円の財源</p> <p>利用料収入については、正規会計に加えて、簿外金庫で管理をしていました。</p> <p>差額154万円は、簿外金庫で使ってしまった経費の総額の内、簿外金庫に補填しきれなかった金額であり、現金の残高ではありません。何を財源に経費に支出したのか（「差額154万円の財源」といえば、それは窓口で集金した利用料収入となります。</p> <p>そこで、平成21年度の利用料収入について、関連する勘定科目等と、平成20年度末現在の金額を関連させて説明しますと、以下のとおりです。</p> <p>① 問題が明らかになった後、平成21年12月4日に普通預金に預け入れた金額が、金庫内の保管現金の全てであること</p> <p>② 経費の支払いに使用していた金額を処理していた勘定科目である「預り金」の金額が、実際に窓口で受け取った利用料収入の合計額と、普通預金へ預け入れた金額の合計額の差額と一致すること</p>

(別記様式)

改善措置状況報告書

法人名 みのり福祉会

改善措置命令事項	改善措置状況
	<p>③ 結果として、平成 20 年度及び平成 21 年度で現金により収受した利用料収入に漏れがないこと、また、窓口で受け取った現金の全てが普通預金へ入金、又は、正規の経費に使用されていたこと を証明することにより、指摘のあった「差額 154 万円の財源」を説明するものであります。</p> <p>(3) 施設として業務改善状況</p> <p>① 平成 21 年 12 月から 収入支出は全て帳簿で経理されており簿外での管理はしておりません 小口現金限度額 20 万円の範囲内で引き出しをしております。</p> <p>② 平成 22 年 4 月から、 介護保険利用料については口座振替及び銀行振込を基本とし、窓口にて現金を受領する場合は 7 日以内に銀行へ入金しております。 預かり金については、個人用の財布を作り管理するとともに、収支は定期的に家族に報告しています。</p> <p>(4) 法人全体としての今後の対応 特定の施設であるものの、簿外経理が長年行われてきたということは、法人全体として、経理事務のチェック体制が不備であったためであり、これを改善するため、本部職員（理事長を含む）が内部監査を行うとともに、税理士等の監事による内部監査体制を強化します。また、公認会計士等による外部監査を活用します。 また、法人全体において、現金処理の方法を統一し、経理規程を遵守するよう、平成 23 年 1 月 21 日、顧問税理士の協力を得て、各施設職員を対象にした経理事務研修会を開催しました。 今後もこのような経理事務研修会を定期的に開催し、適正な経理処理ができるように努めます。</p>

(別記様式)

改善措置状況報告書

法人名 みのり福祉会

改善措置命令事項	改善措置状況
<p>2 母子生活支援施設の整備に関する借入金の償還について、措置費からの限度額を超えた支出を行っているので、取りやめること。</p>	<p>2 母子生活支援施設の借入金償還が限度額を超えていること</p> <p>(1) 民間施設給与等改善費から限度額を超えた支出を行ってきた経緯</p> <p>平成19年の県の監査で初めて、「民間施設給与等改善費から償還金の限度額を超えて借入金の償還をしてはならない」との指摘を受けました。施設長は、監査後、本部長等にこのような指摘があったことを伝えたが、償還財源がないと言われ、うやむやになってしまいました。</p> <p>平成20年の監査でも、施設長は、同様の指摘を受け、本部長に相談をしたものの、相変わらず財源がないと言われ、うやむやになってしまいました。</p> <p>平成21年の監査でも同様の指摘を受け、施設長は、本部に監査指摘文書を渡したが、何も解決しないと思いそのまま放置したものです。</p> <p>その後県から改善策を講じるよう指導があり、平成22年5月、施設長は、理事長と協議をして民間施設給与等改善費からの償還額を遡減させる8年計画を立て、県に提出しましたが、県の了解は得られませんでした。</p> <p>本部は、施設長から限度額を超えた償還をやめたいと要請されていましたが、特に平成17年度頃から、自己財源のみで数多くの施設を建設してきたため、財源不足に陥っており、やむなく民間施設給与等改善費から償還金の限度額を超えて償還を続けてきたものです。</p> <p>(2) 整備に関する借入金の償還内容</p> <p>① 過年度限度超過額分の返済スケジュール</p> <p>既に限度額を超過して償還された返済額31,730,361円については、法人会計からブルーインター（母子生活支援施設）会計に、平成26年7月末日までに完済します。</p> <p>② 民間施設給与等改善費加算金カット後の銀行借入償還スケジュール</p> <p>平成22年12月から平成35年4月まで、ブルーインター会計に毎月930,000円繰入金支出をし、銀行借入の償還財源とします。</p>

改善措置状況報告書

法人名 みのり福祉会

改善措置命令事項	改善措置状況
<p>3 授産会計から本部会計への資金移動、本部会計と施設会計間における年度内精算されていない貸付けなど、不適切な会計処理を是正すること。</p>	<p>(3) 再発防止策 平成 22 年 12 月以降は法令、通知を遵守し、限度額を超過する部分は繰入金で充当します。 また、法人本部の経理部署を充実し、償還金の状況を確認する体制を整えます。</p> <p>3 授産会計から本部会計、施設会計から本部会計、施設会計の経理区分間で年度内精算されていない貸付金</p> <p>(1) 不適正な会計処理を行ってきた経緯 平成 16 年度までは、補助金、金融機関からの借入、自己資金を財源として、施設建設を行ってきました。 平成 17 年度に、グループホーム 2 施設、デイサービス 1 施設を計画しましたが、補助金の交付、金融機関からの借入が受けられず、全額自己資金で建設を行いました。平成 20 年度にも、介護保険施設 2 施設、診療所の建設を行いました。全額自己資金でした。 自己資金を確保するに当たり、他の施設会計の運営費を一時的に流用して確保しましたが、結果的に年度末に精算が出来ませんでした。 平成 22 年 3 月の未精算額は次のとおりです。 授産会計から本部会計へ 平成 21 年度末 15,569 千円 施設会計から本部、施設会計同士の経理区分間 平成 21 年度末 181,321 千円</p> <p>(2) 是正の方針 各施設は貸付と借入の双方を有し、貸借関係が複雑となっているため、各施設の社会福祉事業の運営に支障が生じないように計画的に精算します。 (精算表については作成中であり、3 月 14 日までに提出します。)</p> <p>(3) 貸付金の年度内精算を遵守するための方策 平成 22 年度以降は年度内精算を遵守し、法人本部において、各施設間の貸借関係を一覧にした管理表を作成して、適時精算状況を確認する体制を整えることといたしました。 なお、今後の新たな施設整備に当たっては、十分な現金預金を確保するとともに、補助金等も活用しながら、法人経営に無理のない範囲で計画を実行します。</p>

改善措置状況報告書

法人名 みのり福祉会

改善措置命令事項	改善措置状況
<p>4 授産施設における造成工事費用にかかる金銭消費貸借契約について、金融機関から借入れを行った役員と、法人が理事会の議決により返済先とした役員とが異なっているため、経緯を明らかにすること。</p>	<p>4 授産施設造成工事費の金銭消費貸借契約</p> <p>(1) 経緯</p> <p>① 平成2年当時、授産施設が利用していた土地は、前理事長から無償貸与を受けていました。(参考)平成16年1月 有償での土地賃貸借契約締結</p> <p>このため、授産施設が利用する土地の造成工事は、当法人が行うことになりましたが、当時は社会福祉法人としての実績が浅く、銀行から造成資金の借入れが受けられなかったため、前理事長村田実が、金融機関から、みのりサングリーン分及び向山ブルースカイ分として11,300千円の融資(平成2年7月31日金銭消費貸借契約)を受け、これを法人に転貸しました。(前理事村田禁子が連帯保証人)</p> <p>これについて、当初から前理事村田禁子が自己資金で前理事長村田実名義の借入金の返済をしておりました。</p> <p>平成20年になり、前理事村田禁子から「なぜ私が法人の債務の返済をしなければならないのか。」という指摘があり、双方が協議の上、理事会に諮って実質的債務者である法人が金融機関に返済することに改めたものであります。なお、前理事村田禁子が支払済みの金額については、経理上寄付金として処理済みであります。</p> <p>② 改善措置命令理由書において、『平成20年6月の理事会議事録に、「前理事村田禁子が借主となっていた融資について、みのり福祉会が前理事村田禁子に償還すべきものとして各施設において償還していくことを議決した。』と指摘されておりますが、前記①の経過からして議事録の正しい記載は以下のとおりです。</p> <p>「平成2年7月にみのりサングリーン並びに向山ブルースカイ造成工事の費用として金融機関より11,300,000円の融資を受けている。これの償還については本来みのり福祉会が行うべきであるが、前理事村田禁子が(前理事長村田実名義で)返済を行っているため、今後は当事者である向山ブルースカイとみのりサングリーンで償還をしていくようにしたい。」</p>

(別記様式)

改善措置状況報告書

法人名 みのり福祉会

改善措置命令事項	改善措置状況
<p>5 職員の退職に伴う事務処理が適正に行われていない事例があるので、今後は退職手続きの適正化を行うこと。</p>	<p>③ 上記以降、みのり福祉会は銀行に対し借入金残金 5,325,614 円の償還を継続しております。(現在の借入金残高は、3,617,776 円)</p> <p>(2) 理事の責任 証書上の債務者は、前理事村田榮子でなく、前理事長村田実であったが、理事会には、金銭消費貸借契約証書の写しの提出がなく、事務局からは債務者は前理事村田榮子であると口頭で誤った説明であったので、理事会は、債務者(本来は前理事長村田実)についての重大な誤りに気が付きませんでした。 なお、議事録署名人である理事も、事務局の誤った説明を鵜呑みにし、誤りに気がつかないまま署名をしておりました。</p> <p>(3) 理事会議事録の作成事務 本件経緯と理事会議事録の間に相違が生じてしまいました。今後は、下記7に記載の通り、理事会には関係書類の写しを提出し、理事による確認を行い、このような誤りが生じないように十分に留意します。</p> <p>5 職員の退職事務処理が適正に行われていないこと</p> <p>(1) S園長は、昭和48年5月より勤務し、勤勉誠実な服務態度であり、平成8年10月60歳定年を迎えた後も、前理事長が特に必要と認めため、園長を務めておりました。 同人は、平成20年脳梗塞をした後、体調がすぐれないことを理由として、平成22年10月5日付けで、10月28日をもって退職したいとの申し出をしました。本人の退職の意思は固い為、理事長はこれを受けるとしました。</p> <p>(2) ところが、前理事長からS園長に、「保育園長は常勤が条件となっているので、平成20年11月1日より再度勤務してほしい」との強い依頼があった為、やむなく復職したものです。</p> <p>(3) 社会保険については、施設の担当者が事務手続きを失念していたため、保険は継続していた状態になっています。仮に正しく社会保険の脱退と加入手続きをしたとしても、平成20年10月脱退と平成20年11月加入となり継続するため、実質的な瑕疵はないと考えております。</p>

改善措置状況報告書

法人名 みのり福祉会

改善措置命令事項	改善措置状況
<p>6 公益事業として実施されている診療所について、法人全体の経営を圧迫し、社会福祉事業に支障を来すおそれがあるので、事業の廃止を含めた見直しを行うこと。</p>	<p>(4) 職員の退職に当たっては、今後このような手続きミスが起きないように、法人本部で給与及び社会保険の事務を集中的に行うよう、人事給与管理システムを導入します。 なお、S園長の給与は、平成23年1月より50%引き下げました。</p> <p>6 診療所「みのりクリニック」の事業計画及び法人本部からの借入金返済計画</p> <p>(1) 経緯 みのりクリニックは、法人の施設の利用者の便宜を図るためにリハビリ専門の診療所として平成21年3月期に開業し、従前1名の医師が常勤しておりました。 しかし、医師は、勤務態度が悪く医療行為に支障が生ずる恐れがあったため、契約期間途中の平成22年3月に辞職し、診療所を休診としました。その後、平成22年12月に後任医師と3年契約をし、診療を再開いたしました。</p> <p>(2) 事業計画の概要 新たに着任した医師が、法人施設の嘱託医として、入所者等の診療を行うとともに、診療所の本来の目的であるリハビリテーション医療に積極的に取り組みます。 また、地域の病院・介護施設等とも連携を図りつつ、在宅患者への訪問診療を行い、地域医療の確保に努めます。</p> <p>(3) 借入金の返済計画 訪問診療、地域リハビリテーション医療に積極的に取り組み、患者の掘り起しと、経費の削減を図り、単年度決算での黒字化に取り組み、早期での独立採算を目指します。また、医療事務に精通した職員の採用も検討します。 このため、本部会計からの繰り入れは中止し、当面の運転資金は前理事長から借入し、経営改善に努めます。</p>

(別記様式)

改善措置状況報告書

法人名 みのり福祉会

改善措置命令事項	改善措置状況
<p>7 施設整備に要する借入財源が理事会で事後承諾になっている事例や理事会が適正に開催されたことを確認できない事例があるなど、法人の意思決定過程が不透明なので、適正に理事会を開催すること。また、評議員会の牽制機能によって、理事会及び法人運営の適正化を図ること。</p>	<p>(4) 経営が改善しない場合の対応及び責任 平成21年3月に開業しましたが、その間、医師が不在の期間があったものの、約2年が経過しようとしています。 今年1月に新任の医師が着任し、診療を開始していますが、半年を経過しても、診療所の経営が改善しない場合には、診療所の医師・経営体制の抜本的見直しを行うとともに、開設当初の関係者への責任追及について検討することとします。</p> <p>7 理事会開催の実態</p> <p>(1) 施設整備に当たっては、財源についても、事前に理事会の承認を得るようにします。</p> <p>(2) 経緯 法人は、平成13年に母子生活支援施設（ブルーインター）の建設を計画し、国庫補助協議をしようとしたが、当初、自己財源部分について銀行借入の目途が立たず、その資金として、3名（村田奈津子、村田榮子、齊江博行）と贈与契約を結びました。 しかし、平成14年6月に国の補助金が内示され、また金融機関から新たに融資が受けられることになりました。 こういう状況の中で、法人内で、資力に乏しい個人に負担させるのはよろしくない、贈与契約は止めるべきであるとの話し合いがなされた結果、理事会で、3名からの贈与契約の破棄を承認したものです。議事録では、村田奈津子、村田榮子、齊江博行、村田速実等5名からの贈与契約について破棄の議決をしたとなっておりますが、村田速実、村田泰子は贈与の承継者であり、村田奈津子、村田榮子、齊江博行の3名が本来の贈与者です。 議事録の署名について、同一人物の署名で筆跡が異なるものが存在するとの指摘については、署名人本人に承諾を得た上でのことであり、疑念を生ぜしめたことについて陳謝します。 今後は、作成する議事録について、議事録署名人に選任された理事による署名押印を徹底します。</p>

(別記様式)

改善措置状況報告書

法人名 みのり福祉会

改善措置命令事項	改善措置状況
	<p>(3) 関係者の責任</p> <p>平成14年6月に理事会が贈与契約を破棄したことについて、契約の破棄が、前記2で指摘を受けました民間施設給与等改善費から償還金の限度額を超えて母子生活支援施設の借入金の償還(平成15年5月開始)を続ける遠因になり、今回の改善措置命令につながったことが考えられます。</p> <p>しかしながら、当初、国庫補助協議に当たり、便宜上自己財源部分を贈与金で申請しましたが、もともと銀行借入れができれば借入により資金調達する予定でもあり、その後銀行借入れが決まったので、理事会が贈与契約を破棄したとしても、法人が当時の理事に損害賠償を請求する理由には当たらないものと考えます。</p> <p>(4) 適正に理事会を開催するための改善</p> <p>理事会は、概ね月1回程度、必要な審議事項が生じた際にはその都度開催されておりましたが、その説明資料、審議時間、議事録の作成手続きに不備が多数ありましたので、法人の意思決定過程の透明性を図るための改善方法、理事会に対する評議員会の牽制を確保するための改善方針について平成23年3月を目途に策定することといたしました。</p> <p>現在のところ以下の事項を検討しております。</p> <ol style="list-style-type: none">① 理事長の専決事項の明確化② 理事会出席者を正確に記録するための方策③ 評議員会出席者を正確に記録するための方策④ 評議員会の委員には、学識経験者、地域の福祉関係者等の外部委員を多く登用し、理事会、法人運営等への牽制機能を強化し、法人の適正運営を図ります。

改善措置状況報告書

法人名 みのり福祉会

改善措置命令事項	改善措置状況
<p>8 法人本部の事務局において、契約や理事会の開催等の事務処理が特定の者に集中し、複数の担当によるチェックができていないので、事務処理体制を見直し、内部牽制体制の確立を図ること。</p>	<p>8 事務処理体制の見直し、内部牽制体制の確立</p> <p>(1) 事務局の出席者は、パソコンが使えない為、手書きのメモを他の職員にワープロさせたものです。今後の理事会の開催に当たっては、本部から複数の職員が出席するよう改めています。</p> <p>(2) 土地の購入代金、施設整備の工事代金の支払いに当たっては、現金持参払いでなく、口座振り込みに改めます。</p> <p>(3) 事務処理体制の強化、内部牽制体制の確立 近年、施設数が急増するとともに、職員数が増加した事実を鑑みれば、本部事務処理体制の機能強化は必要不可欠であり、以下の対策を講ずることといたします。</p> <p>① 本部事務局に、総務、人事及び経理の各部署を置きます。 その一環として、平成22年12月に専務理事、総務部長を新たに配置しました。</p> <p>② 決裁規程、文書取扱規程など諸規程を体系的に整備し、合議決裁による事務処理管理を徹底します。</p> <p>③ 人事・給与事務、会計事務の本部への一元化を行い、本部による各施設のチェック体制を強化します。 このため、来年度、人事給与・財務会計オンラインシステムを導入します。 また、顧問税理士の協力を得て、平成23年1月21日法人の管理部門担当者が参加する研修会を開催して経理事務について周知徹底を図りました。 今後もこのような研修会を定期的で開催することとします。</p> <p>④ 監事等による内部監査体制を強化します。</p> <p>⑤ 外部監査を活用します。 また、弁護士等と顧問契約を締結し、アドバイスを受けながら、適切な法人運営に努めます。</p> <p>9 関係者の処分</p> <p>(1) 資金計画が十分にたたないまま無理な施設建設を進めてきた前理事長は、責任をとって2月28日付けで辞任をしました。</p>

改善措置状況報告書

法人名 みのり福祉会

改善措置命令事項	改善措置状況
	<p>前理事は、前理事長の施設優先の運営方針に安易に従うとともに、また、年度内精算がなされない会計間の貸付などが頻繁に行われていることを承知していましたが理事会等で異議を申し立てることはありませんでした。このため、責任を取って2月28日付で関係理事全員が辞任しました。</p> <p>(2) 特別養護老人ホームの施設長は、長年簿外経理を続けてきた理由として、入金と出金の手続きについて人員の面でも時間の面でも大変だったことを説明していますが、経理規程に違反していることは明らかであり、簿外経理を正当化する理由には当たりません。</p> <p>施設長は、金庫の現金を小口の支払い以外には使用していないと言うが、金庫に常時多額の現金を置くことは、盗難等の危険性を生じさせることになり、公金流用等の疑惑も抱かせるものであり、法人に対する信頼を失墜させた責任は重大と考えます。</p> <p>従って、施設長に対し降格処分を行います。</p> <p>また、施設の事務室の職員は、経理規程の存在を知らず、簿外経理が不適切な経理処理であるとの認識はなく、今回、処分はしないことにしました。</p> <p>なお、これらの事実について、前理事長及び本部は、気付いておりませんでした。施設長を任命した前理事長の責任は重いと考えます。</p> <p>(3) 母子生活支援施設施設長については、本部に監査指摘を伝えたものの対応がしてもらえなかったという事情は理解出来るものの、4年間監査指摘を放置した責任は重く受け止めるべきものであり、戒告処分を行います。また、当時相談を受けていた本部長についても、戒告処分を行います。</p> <p>また、十分な償還財源の目処が立たないままに、母子生活支援施設の建設に賛成した理事の責任は重大であります。民間施設給与等改善費から限度額を超えて償還が行われていた事実について、理事は承知をしておりますので、理事の責任は問えないものと考えます。(当該施設建設の借入金の返済は、平成15年5月から開始)</p>

みのり福祉会役員名簿

(任期:平成23年2月28日 ~ 平成24年6月30日)

【理事】

氏名	生年月日	住所	職業	備考
むらた はやみ 村田 速実	昭和34年3月18日	倉吉市福守町247-7	保育園長	
たなか ゆずる 田中 謙	昭和27年7月5日	鳥取市山城町10-15		
こだに あきのり 小谷 昭則	昭和50年6月10日	倉吉市秋喜464-33	老人施設施設長	
ゆい ようのすけ 由井 洋之助	昭和11年3月14日	〃 西福守町714	学識経験者(元市社協常務理事)	
たけもと ひでゆき 竹本 英行	昭和19年2月23日	鳥取市伏野1432	元県社会福祉協議会専務理事	
たけもり たみえ 竹森 民枝	昭和10年1月17日	倉吉市丸山町489-6	高齢社会をよくなる会・くらよし代表 ハートピア創造所長	

【監事】

きてん まさあき 木天 昌明	昭和22年5月2日	倉吉市下古川65-3	税理士	
おおむら ようのすけ 大村 陽之助	昭和27年2月22日	倉吉市瀬崎町2740-9	社会保険労務士	

みのり福祉会評議員名簿

(任期:平成23年2月28日 ~ 平成24年6月30日)

氏名	生年月日	住所	職業	備考
むらた はやみ 村田 速実	昭和34年3月18日	倉吉市福守町247-7	保育園長	留任
たなか ゆずる 田中 謙	昭和27年7月5日	鳥取市山城町10-15		
こだに あきのり 小谷 昭則	昭和50年6月10日	倉吉市秋喜464-33	老人施設施設長	留任
ゆい ようのすけ 由井 洋之助	昭和11年3月14日	〃 西福守町714	学識経験者(元市社協常務理事)	
たけもと ひでゆき 竹本 英行	昭和19年2月23日	鳥取市伏野1432	元県社会福祉協議会専務理事	
たけもり たみえ 竹森 民枝	昭和10年1月17日	倉吉市丸山町489-6	高齢社会をよくなる会・くらよし代表 ハートピア創造所長	
こだま かずや 児玉 和也	昭和43年9月14日	倉吉市上井313-1	身障療護施設所長	留任
ししど てつお 宍戸 哲夫	昭和15年6月2日	〃 上古川160-4	倉吉市身障協会理事	
さかい ちよみ 酒井 千代美	昭和39年4月14日	〃 鍛冶町1丁目2797	特別養護老人ホーム 利用者家族代表	
みのほら せつお 袁原 節雄	昭和19年11月15日	〃 大宮97-1	元地区青少年育成協議会会長	留任
ほり やすお 堀 康生	昭和23年1月26日	〃 西福守町921	社地区民生児童委員	
いしが すがこ 石賀 寿賀子	昭和23年4月20日	東伯郡北栄町下神736-1	グループホーム運営推進会議 利用者家族代表	
なかえ きみえ 中江 貴美江	昭和8年2月14日	倉吉市清谷647	元保育園長(旧羽合町立保育所)	

1 目的

社会福祉法人みのり福祉会の各施設が、事業を効率的に実施し、利用者へ充実したサービスを提供するため、みのり福祉会に法人本部事務局を設置し、本部事務局が法人全般の事務を処理するとともに、各施設との連携を強化し健全かつ効率的な法人運営を行うことを目的とする。

2 組織体制及び事務

法人に本部事務局を置き、事務局に総務、人事及び経理の各部を置く。本部事務局は、法人全体の事務を処理し、各施設の事務を補佐するとともに指導管理する。

(1) 本部事務局が行う事務

①総務部

理事会及び評議委員会に関すること

公文書の收受及び管理に関すること

公印の管理に関すること

定款、各種規程の制定及び改廃に関すること

法律、法令、省令、各種通知並びに県・市町条例規則等の順守及び実施に関すること

法務に関すること

各種監査及び指導に係る調整に関すること

情報公開に関すること

広報（ホームページを含む。）に関すること

国・県・市町の他、外部機関・団体との対応及び調整に関すること

各事業に係る電算処理業務システムの運用に関すること

施設長会の他、施設の定期的な巡回による意見交換に関すること

その他庶務に関すること。

②人事部

職員の募集・採用及び退職等に関すること

人事異動、昇格・昇任及び昇給に関すること

就業規則、給与規程、その他職員に係る諸規定の改廃に関すること

給与計算及び支給に関すること

労働保険、社会保険の手続き及び支払いに関すること

職員の休暇の承認及び出張に関すること

職員の研修に関すること

職員の福利厚生及び健康管理に関すること

③経理部

経営計画の作成に関すること

予算編成及び予算の執行管理に関すること

財政の管理及び運用に関すること

償還金、返済金等の処理事務に関すること

支出負担行為の承認に関すること

現金の出納（収入及び支払）及び保管に関すること

決算の調整に関すること

- 物品の購入に関すること
- 法人資産の管理及び処分に関すること
- 登記に関すること
- 建物、公用自動車等の保険事務に関すること
- 国・県・市町の許認可申請に関すること

(2) 各施設の本部事務局との連携

本部事務局との連携を図りながら、児童福祉施設・身体障害者更生援護施設・老人福祉施設の各事業毎に、施設間での研究会、研修を行うなど職員的能力・技術等の向上を図る。

- ①国・県・市町等との協議について、本部事務局と協議・調整の上、処理する。
- ②本部事務局が行う事務について、適宜、各種データ等を作成し、本部と連携する。

3 本部事務局が統合する主な事務

- ①職員の採用、退職等に関する事務
- ②人事に関する事務
- ③給与計算・支払事務
- ④労働保険、社会保険の手續及び支払事務
- ⑤予算編成及び執行管理事務
- ⑥財政の管理及び運用事務
- ⑦償還金、返済金等の処理事務
- ⑧固定資産税、消費税、所得税、住人税等の諸税納付事務
- ⑨会計（現金の出納）事務
- ⑩決算の調整

4 事務の改善

(1) 文書決裁による事務処理及び管理

事務・事業は、予算に基づく起案・執行稟議により合議・決裁を経て実施されるものであり、その支出行為も同様であることから、決裁規程を定め、以下の事務処理を本部事務局が指導管理し実行する。

- ①事務・事業の承認 起案書により合議し決裁処理する。
- ②支出の承認 支出伺により合議し決裁処理する。
- ③支払の承認、執行 支払伝票により決裁し支払処理する。

(2) 情報の共有による事業運営及び管理

本部事務局と各施設間の情報ネットワークを構築し、迅速で確実な事業運営及び職員モチベーションの向上を図り提供するサービスの充実を推進する。

- ①施設長会の定例化による情報の共有及び学習を行う。
- ②法人全体及び各事業施設間の研修や職員の学習を支援し、個人の能力・技術及び意識の向上を図る。

5 組織図

別紙のとおり

社会福祉法人 みのり福祉会 組織図

